

# 京都府医療勤務環境改善支援センター

## Support Center News

November 2024. | Vol. 107



## 「京都市いきいき働く医療機関認定制度」

～より働きやすい働きがいのある職場を目指して～



当センターでは、平成29年1月から「京都市いきいき働く医療機関認定制度」を開始しました。職員一人ひとりがいきいきと輝ける職場づくりに取り組むことを宣言し、勤務環境改善に取り組む病院をセンターが認定します。本制度により、自院の勤務環境における課題が明確になり、認定取得に向けた取り組みを通じて職員のモチベーションを高め、さらには認定取得により働きがい・働きやすさを広くアピールすることで、人材確保・定着に繋がります。センターでは、現在、下記の53病院を「いきいき働く基本認定医療機関」に認定しています。基本認定に必要な50項目が達成できたら、センターへ申請いただき、センターによる実施確認、認定審査会での審議を経て認定します。まずは取り組みの初めとして宣言書をセンターにご提出いただき、その後、基本50項目が達成できたら、センターへ申請をお願いいたします。

- 1 京都南西病院 2 向日回生病院 3 蘇生会総合病院 4 脳神経リハビリ北大路病院 5 嵯峨野病院 6 いわくら病院 7 洛和会音羽病院 8 宇多野病院 9 京都リハビリテーション病院 10 京都九条病院 11 もみじヶ丘病院 12 綾部市立病院 13 京都田辺中央病院 14 なぎ辻病院 15 京都民医連中央病院 16 京都ルネス病院 17 京都博愛会病院 18 精華町国民健康保険病院 19 洛西ニュータウン病院 20 宮津武田病院 21 相馬病院 22 京都回生病院 23 京都きづ川病院 24 洛和会音羽記念病院 25 北山武田病院 26 富田病院 27 洛和会音羽リハビリテーション病院 28 京都田辺記念病院 29 なごみの里病院 30 宇治武田病院 31 京都東山老年サナトリウム 32 綾部ルネス病院 33 賀茂病院 34 京都ならびがおか病院 35 新京都南病院 36 京都南病院 37 洛和会丸太町病院 38 武田病院 39 亀岡病院 40 洛和会東寺南病院 41 丹後中央病院 42 京都久野病院 43 京都済生会病院 44 日本パプテスト病院 45 桃仁会病院 46 市立福知山市民病院 47 稲荷山武田病院 48 京都市立京北病院 49 京都八幡病院 50 宇治病院 51 学研都市病院 52 医仁会武田総合病院 53 洛西シミズ病院

いきいき働く認定医療機関(基本認定:令和6年10月末現在)



「いきいき働く医療機関宣言」受付中!

～勤務環境改善で人材確保・定着へ。改善に向けてまずは宣言を!～

令和6年10月末現在、101病院が宣言され、認定取得に向けて勤務環境改善への取り組みを開始されています。宣言書は、随時受付中です。未宣言の病院は、まずは「いきいき働く医療機関宣言書」をセンターに提出しましょう。

### いきいき働く宣言医療機関 (令和6年10月末現在)

※表示はセンターへの宣言書到着順

- 1 京都リハビリテーション病院 2 京都ルネス病院 3 京都田辺中央病院 4 京都田辺記念病院 5 精華町国民健康保険病院 6 京都九条病院 7 介護医療院さいきょう 8 シミズ病院 9 宇治リハビリテーション病院 10 宮津武田病院 11 松ヶ崎記念病院介護医療院(介護医療院洛和ウイフよつばへ名称変更) 12 長岡病院 13 京都南病院 14 新京都南病院 15 京都民医連中央病院 16 もみじヶ丘病院 17 三菱京都病院 18 吉川病院 19 宇治武田病院 20 京都久野病院 21 第二久野病院(京都久野病院と統合) 22 いわくら病院 23 相馬病院 24 向日回生病院 25 亀岡シミズ病院 26 綾部市立病院 27 稲荷山武田病院 28 京都博愛会病院 29 学研都市病院 30 脳神経リハビリ北大路病院 31 京都回生病院 32 木津屋橋武田病院介護医療院 33 嵯峨野病院 34 京都南西病院 35 十条武田リハビリテーション病院 36 北山武田病院 37 賀茂病院 38 京都きづ川病院 39 宇多野病院 40 洛和会丸太町病院 41 洛和会音羽病院 42 洛和会音羽記念病院 43 洛和会音羽リハビリテーション病院 44 洛和会東寺南病院 45 身原病院 46 洛西シミズ病院 47 洛西ニュータウン病院 48 医仁会武田総合病院 49 武田病院 50 伏見岡本病院 51 京都岡本記念病院 52 亀岡病院 53 高雄病院 54 なぎ辻病院 55 八幡中央病院 56 市立福知山市民病院 57 田辺病院 58 蘇生会総合病院 59 京都ならびがおか病院 60 なごみの里病院 61 富田病院 62 綾部ルネス病院 63 六地藏総合病院 64 京都東山老年サナトリウム 65 金井病院 66 京都鞍馬口医療センター 67 介護医療院五木田病院 68 丹後中央病院 69 愛生会山科病院 70 宇治病院 71 京都桂病院 72 西陣病院 73 大島病院 74 むかいじま病院 75 市立舞鶴市民病院 76 渡辺病院 77 京都民医連あすかい病院 78 洛北病院 79 南京都病院 80 新河端病院 81 西山病院 82 京都武田病院 83 堀川病院 84 吉祥院病院 85 日本パプテスト病院 86 千春会病院 87 明治国際医療大学附属病院 88 京都からすま病院 89 京都済生会病院 90 京都大原記念病院 91 京都八幡病院 92 同志社山手病院 93 京都市立京北病院 94 京都近衛リハビリテーション病院 95 みのやま病院 96 桃仁会病院 97 ムツミ病院介護医療院 98 足立病院 99 長岡京病院 100 京都協立病院 101 太秦病院



相談内容など秘密は厳守します。

京都府医療勤務環境改善支援センター TEL 075-354-8830 FAX 075-354-8834

京都医療労務管理相談コーナー TEL 075-354-8844 FAX 075-354-8834

業務時間 月曜日～金曜日(土日祝日、年末年始を除く) 9時30分～17時30分  
場所 COCON烏丸8階(京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地)

## 医療勤務環境改善研修会「労働安全衛生のポイント」

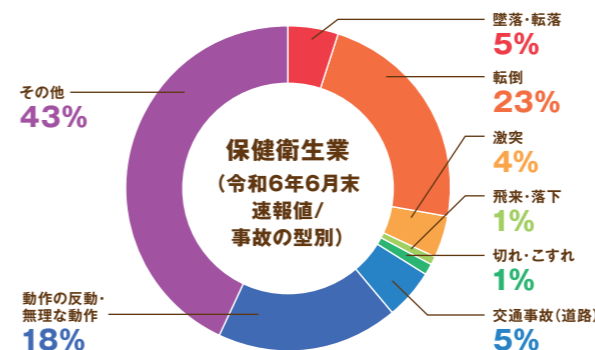
院内における労働安全衛生の活動は、職場での労災事故の防止や職員の健康被害を防止するために重要な取り組みとなります。しかし、その取り組み内容は、衛生委員会の設置等の体制整備をはじめ、メンタルヘルス不調者への対応、腰痛・転倒防止対策等、多岐に渡ります。

上記を踏まえ、2024年9月5日(木)、ハートンホテル京都(ハイブリッド形式)において、高塚 知紀氏(京都労働局 労働基準部健康安全課 課長)を講師にお招きし、「労働安全衛生のポイント」をテーマにご講演いただきました。

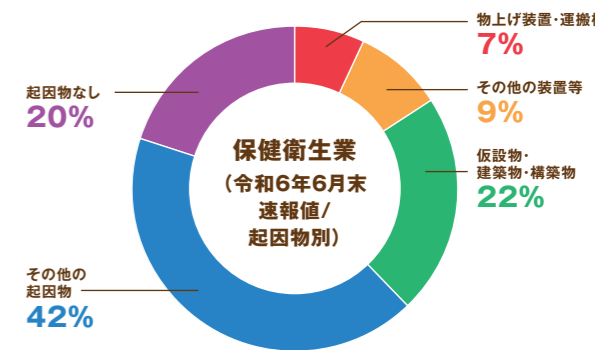


### I 労働災害発生状況

事故の型別で見た京都の労働災害発生状況(令和6年6月末速報値)



起因物別で見た京都の労働災害発生状況(令和6年6月末速報値)



## Ⅱ 安全衛生管理体制

### 総括安全衛生管理者(労働安全衛生法第10条)

#### ●総括安全衛生管理者

事業者は、労働災害を防止する責任があります。労働安全衛生法は、労働災害を防止するため、政令で定める事業場に統括安全衛生管理者を選任し、衛生管理者等を指揮させるとともに、法令で定められた職務を行わせることとしています。総括安全衛生管理者は、事業を統括管理する者(事業場のトップ)から選任しなければならないとしています。

#### ●総括安全衛生管理者の選任及び報告

保健衛生業を営む常時1,000人以上の労働者を使用する事業場に総括安全衛生管理者を選任しなければなりません。なお、総括安全管理者を

選任したときは、遅滞なく、様式第3号により、所轄労働基準監督署長に届け出なければなりません。

#### ●総括安全衛生管理者の職務

- ▶衛生管理者等の指揮
- ▶職場における安全衛生の統括管理

#### 統括管理する事項

- 労働者の危険又は健康障害防止
  - 安全衛生教育の実施
  - 健康診断の実施等
  - 災害原因調査、再発防止等
- ▶安全委員会、衛生委員会の委員

### 衛生管理者(労働安全衛生法第12条)

#### ●衛生管理者

衛生管理者は、総括安全衛生管理者の職務のうち、労働衛生に関する技術的具体的事項を管理する職務を行います。

#### ●衛生管理者の資格

衛生管理者は、都道府県労働局長の免許を受けた者、医師、歯科医師、労働衛生コンサルタント等の資格を有する者でなければなりません。

#### ●衛生管理者の選任

▶常時50人以上の労働者を使用する事業場は、衛生管理者を選任しなければなりません。

▶衛生管理者は、法定の資格(都道府県労働局長の免許を受けた者等)を有する者で、かつ、その事業場に専属の者から選任しなければなりません。

▶事業場の規模(労働者数)に応じて選任する衛生管理者の人数が変わります(例労働者200人を超えた場合は2人)。

▶常時1,000人を超える事業場又は常時500人を超え、かつ、有害業務に常時30人以上の労働者を従事させる事業場は、専任の衛生管理者としなければなりません。

▶常時500人を超え、かつ、有害業務に常時30人以上の労働者を従事させる事業場の場合は、衛生管理者のうちの1人を衛生工学衛生管理者の免許を受けた者としなければなりません。

#### ●衛生管理者の職務

衛生管理者は、労働者の健康障害防止、労働衛生教育の実施、健康診断の実施等の職務を行うほか、毎週1回、作業場等を巡視し、労働者の健康障害を防止する等の措置を講じなければなりません。

### 産業医(労働安全衛生法第13条)

#### ●産業医

産業医は、労働者の健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康保持のための措置、長時間労働に従事した労働者に対する面接指導、ストレスチェックの実施及びその結果に基づく健康保持に関する措置、作業環境の維持管理等を行います。

#### ●産業医の資格

産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師であることが要件とされています。

#### ●産業医の選任

- ▶常時50人以上の労働者を使用する事業場は、要件を満たす医師のうちから産業医を選任しなければなりません。
- ▶常時1,000人以上の労働者を使用し、又は常時500人以上の労働者が

特定業務に従事する事業場においては、専任の産業医を置かなければなりません。

▶常時3,000人を超える労働者を使用する事業場は、2人以上の産業医を選任しなければなりません。

#### ●産業医の報告

産業医を選任したときは、14日以内に様式第3号に産業医の要件を満たす資料を添付の上、所轄労働基準監督署長に報告しなければなりません。

#### ●産業医の職務

産業医は、健康診断等の健康管理、衛生教育等の健康の保持増進の措置、健康障害の調査等を行い、事業者等に勧告し、衛生管理者に指導助言することを職務としています。また、少なくとも毎月1回、作業場等を巡視し、労働者の健康障害を防止する等の措置を講じなければなりません。

### 衛生委員会(労働安全衛生法第18条)

#### ●衛生委員会

衛生委員会は、事業場内の労働衛生に関する問題等を調査審議し、事業者意見に述べる機関です。

#### ●衛生委員会の設置要件

常時50人以上の労働者を使用する事業場に衛生委員会を置かなければなりません。

#### ●衛生委員会の構成

- ▶衛生委員会は、次の委員をもって構成することになっています。
  - 総括安全衛生管理者又は事業の実施を統括管理する者等
  - 衛生管理者のうち事業者が指名した者
  - 産業医のうち事業者が指名した者
  - 労働衛生に関する経験のある労働者のうち過半数代表者が推薦し、事業者が指名した者
- ▶衛生委員会の委員の半数は、総括安全衛生管理者又は事業の実施を

統括管理する者等を除き、過半数代表者の推薦に基づかなければなりません。

▶総括安全衛生管理者又は事業の実施を統括管理する者等が衛生委員会の議長を務めます。

#### ●衛生委員会の構成

衛生委員会は、次の事項を調査審議します。

- 労働者の健康障害防止対策(リスクアセスメント、作業環境測定結果、健康診断結果等)
- 労働者の健康保持増進対策
- 労働災害の原因及び対策等

#### ●衛生委員会の開催

衛生委員会は、毎月1回以上、開催し調査審議の結果を議事録に記載し、3年間保存することになっています。また、衛生委員会の議事録は、作業場の見やすい場所に掲示する等により周知しなければなりません。

- ① 職場の安全衛生の状況把握
- ② 休業者・要業務軽減者の把握および復帰支援の検討
- ③ 職場巡視結果の報告と改善事項の検討
- ④ 時間外労働の多い労働者の把握と、軽減対策の確認

## Ⅲ 労働者の健康確保対策(メンタルヘルス対策)

### 事業者に取り組んでほしいこと

- **ストレスチェックの実施にとどまらず、ストレスチェックの結果をもとに集団分析を行い、その集団分析を活用した職場環境の改善を実施する。**
- 「事業者が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」に基づき職場のハラメント防止対策に取組む。
- 時間外・休日労働時間の削減、労働時間の状況の把握、健康確保措置等。
- 年次有給休暇の確実な取得の促進。
- 勤務間インターバル制度の導入など労働時間等設定改善指針(平成20年厚生労働省告示第108号)による労働時間等の設定の改善。
- **長時間労働者への医師による面接指導や保健師・看護師等の産業保健スタッフによる相談支援の受診勧奨。**

## Ⅳ 化学物質による健康障害防止対策

### 化学物質等による健康障害防止対策(化学物質管理体制の見直し)

#### ●リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務

##### ①労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置

- |  |                 |
|--|-----------------|
| ①労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度について、以下の方法等により最小限度にすることとする。  | 2023(R5).4.1 施行 |
| i 代替物等の使用  |                 |
| ii 発散源を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置を設置及び稼働  |                 |
| iii 作業の方法の改善   |                 |
| iv 有効な呼吸用保護具の使用  |                 |
| ②リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として厚生労働大臣が定める物質(以下「濃度基準値設定物質」という。)については、労働者がばく露される程度を厚生労働大臣が定める濃度の基準(以下「濃度基準値」という。)以下とする。 | 2024(R6).4.1 施行 |

##### ②①に基づく措置の内容及び労働者のばく露の状況についての労働者の意見聴取、記録作成・保存

- |   |                              |
|---|------------------------------|
| ①に基づく措置の内容及び労働者のばく露の状況について、(1)労働者の意見を聴く機会を設けることとし、(2)記録を作成し、3年間(がん原性のある物質として厚生労働大臣が定めるもの(以下「がん原性物質」という。))については30年間保存)保存することとする。 | 2023(R5).4.1 施行<br>(①①に係る部分) |
| ②のリスクアセスメント対象物以外の物質についても、労働者がばく露される程度について、代替物等の使用、発散源の密閉設備等の設置及び稼働、作業の方法の改善、有効な呼吸用保護具の使用等により、最小限度にするように努めることとする。                | 2024(R6).4.1 施行<br>(①②に係る部分) |

##### ③リスクアセスメント対象物以外の物質にばく露される濃度を最小限とする努力義務

- |  |                 |
|--|-----------------|
| ①のリスクアセスメント対象物以外の物質についても、労働者がばく露される程度について、代替物等の使用、発散源の密閉設備等の設置及び稼働、作業の方法の改善、有効な呼吸用保護具の使用等により、最小限度にするように努めることとする。 | 2023(R5).4.1 施行 |
|--|-----------------|

## 10月の活動内容

### ①医療機関の勤務環境に係る実態把握

「京都いきいき働く医療機関認定制度」を推進し、医療機関へ勤務環境改善マネジメントシステムの導入の促進を図ります。

### ②医療機関への病院訪問

勤務環境改善推進員および社会保険労務士等のアドバイザーを直接、医療機関へ派遣し、現状の勤務環境の把握、勤務環境改善に関する相談・支援を行っています。病院訪問:3病院

### ③勤務環境改善に取り組む医療機関への個別支援・相談対応等

随時医療経営や労務管理のアドバイザーが医療機関からの勤務環境改善に関する相談、照会等に対応すると共に、ニーズに応じて医療機関に勤務環境改善推進員、社会保険労務士等のアドバイザーを派遣し、勤務環境改善のための取組みの支援を行っています。

### ④勤務環境改善に関する研修会等の実施

医療機関を対象とした勤務環境改善に関する研修会等を開催します。

### ●今後のスケジュール

- |    |                                      |       |
|----|--------------------------------------|-------|
| 対象 | 京都府内病院の理事長・院長・事務長・看護部長をはじめ経営・労務の管理職等 | 参加費無料 |
|----|--------------------------------------|-------|

#### 医療従事者・確保定着のための経営・勤務環境改善研修会(第1回)

日時	令和6年11月11日(月)午後2時30分～午後4時30分
場所	ハートンホテル京都
テーマ	2024年度診療報酬改定からポスト2025へどうする医療機関経営-
講師	古株 靖久 氏(デロイト トーマツ リスクアドバイザー合会社 ヘルスマネージャー)
定員	会場40名・オンライン500名

#### 医療従事者・確保定着のための経営・勤務環境改善研修会(第2回)

配信期間	令和6年12月5日(木)～12月23日(月)
開催形式	動画配信
テーマ	「令和6年4月医師の働き方改革施行後の病院経営」
講師	裏 英洙 氏(ハイズ株式会社代表・慶應義塾大学大学院特任教授)

※お申し込み方法  
京都私立病院協会ホームページ(<https://www.khosp.or.jp/>)の「研修会・イベント申込」からお申し込みください。定員に達し次第、締め切りますので、お早目にお申し込みください。